

● 2007 年度予算案を審議する、京都府議会予算特別委員会の書面審査の概要をご紹介します。審議の映像は、京都府議会のホームページでご覧になれます。

目次

警察本部	1
農林水産部	5
人事委員会・監査委員	12

2007 年予算特別委員会 警察本部書面審査 2007 年 2 月 21 日

質疑を行なった議員（発言順）

- 巽昭（自民党、京丹後市）
- 中小路健吾（民主党、長岡京市・大山崎町）
- 久守一敏（日本共産党、京都市伏見区）**
- 家元丈夫（自民党、福知山市）
- 熊谷哲（民主党、京都市右京区）
- 新井進（日本共産党、京都市北区）**
- 山口勝（公明党、京都市伏見区）
- 梅原勲（自民党、綾部市）
- 村田正治（自民党、宇治市・久御山町）
- 北岡千はる（民主党、京都市左京区）
- 原田完（日本共産党、京都市中京区）**
- 伝法和平（自民党、相楽郡）
- 角替豊（公明党、京都市南区）
- 渡辺邦子（自民党、京都市伏見区）

原田完（日本共産党、京都市中京区）

木屋町界隈の治安回復について

【原田】 木屋町の治安の回復含めてこの活動についておうかがいしたい。祇園木屋町特別警察隊ができて2年になるが、同時に移動交番の設置等も含めて今、治安回復でご努力いただいているが、この間の警察活動の実態と成果の点について聞きたい。

【生活安全部長】 祇園木屋町特別警察隊の去年一年間の活動状況は、一日平均37人で、延べ、一年間で13470名の警察官が出動している。駐留警戒とか集団警らは、だいたい一個班10名程度。それと職務質問、交通取締り等を毎日実施しており、生活安全とか刑事部門とも連携して事件検挙にも力を入れている。その結果、刑法犯は木屋町警戒隊で201件227人検挙している。これは窃盗とか傷害事件。そのうち69人は逮捕。あと風営法違反とか迷防条例の違反、特別法犯、これも83件117人検挙して、内60人を逮捕している。

【原田】 いろいろとご努力はいただいて、改善してきているが、今、相変わらず客引きが、木屋町のところでもウロウロしており、路上には相変わらず看板があふれている。駐車違反もその時間帯によってはか

なり出ているというのが実態です。しっかりやらなきゃならないんじゃないか。同時によく見られるピンサロ、接キャバ、キャバクラといわれる性風俗まがいの店舗が一向に減らない。祇園木屋町特別警察隊のそういう意味での抑制効果を、引き続きさらに強化をはかっていくということがまだ必要ではないか。当初数年でと言われたが、今、祇園木屋町警察隊が引き続き活動するのか、なくなることによって元の木阿弥になるような事態が生じるのではないか、特にもぐらたたきのようにああいう業種の場合には、手を緩めるとすぐ出てくるという状況があるので、引き続きの強化等についての考え方はどうか。

【生活安全部長】 当面、当分の間、これまでどおり制服による集団警備力の活動を継続してまいりたい。

【原田】 ぜひその点ではお願いしたい。昨年8月から9月にかけて先斗町、木屋町通り界限で20数件の窃盗が、短期の間に一気に起きているわけで、機動捜査等も投入してやられたとお伺いしていますが、しかし、あのような状況が生まれるのは、まだまだ治安の問題も含めて改善が必要ではないかと思うわけです。その点は引き続きの強化をお願いしておきたい。先ほども若干触れたが、性風俗まがいの店舗の規制はできないのか。

【生活安全部長】 いわゆる、2号営業、カフェ等の、いわゆる偽装的なピンクサロン等は、性風俗関連特殊営業をやっているじゃないかとの指摘だが、取り締まり、風営法を適用して取り締まりを実施している。

【原田】 ぜひ観光都市京都としての顔の木屋町のところに、特に四条を上がった界限に、性風俗店はできない地域に、それに非常にまがいたような店舗、あるいはその宣伝も含めて、やられてるという事態があるわけで、この木屋町の状況が台無しになるような事態ではないか。風営法というのは元々、大雑把な言い方をすれば賭博とか、売春とかの違法行為等を取り締まるもの、警察所管での風営の許可を出すとなっていたのではないかと思うが、その点はどうか。

【生活安全部長】 風俗営業は許可制をとっており、いわゆる性風俗関連特殊営業といわれるものは、猥褻な行為を前提とした営業で、届出制という、その実態を把握してその上で違反があれば厳しく取り締まっていくという方針で臨んでいる。

【原田】 私が言っているのは、今、風営法で、接客業ということで営業許可を得ているが、かなり、性風俗まがいのようなことがやられている。例えば、パンティストッキング祭りとか、まさに変な想像させるような名称を使ってやっているとところが現実にあるわけです。そういう意味ではしっかり、届出の時点で警察で許可を出すわけだから、一般のバーやクラブのようなカフェというようなものと、今のピンサロとか接キャバとか言われるような店との区分けは、かなりできるのではないか。そういう区分けを図るような取り組み、あるいは条例改正が必要であれば条例の改正も含めて、必要性はどうか。

【生活安全部長】 許可の申請の段階では2号営業許可申請がされているので、欠格事項がなければ、許可せざるを得ない。実際の営業実態を見ながら。それに違反があれば警察としては立ち入り調査等、きめ細かくやっているので、2号営業の実態にそぐわない違法な営業があれば行政処分等に対応する、あるいは事件検挙という形で、現在厳しく取り締まりをしている。

【原田】 せっかく世界からも来て、京都に来て祇園や木屋町、先斗町、先斗町はまだそれほど荒れてないが、そういうところを歩かれたときに、タクシーの運転手も含めて、木屋町というのは怖いと言われるような事態にならないように、ぜひ強化を図っていただきたい。それと同時に、キャバクラとか言われるような無料案内所が木屋町でも10箇所すでに出てきている。これも東京や大阪では100件を超えて、大変な事態だというなかで、新たな出店に対する届出の条例規制を図った。それでも増えているというお話も聞いているが、京都では、東京や大阪のような事態になる前に、しっかりとした対応、施策を講じることが必要ではないかと思うが、どうか。

【生活安全部長】 京都の現状は、一月末現在、祇園で3店舗、木屋町で10店舗ある。大阪では条例制定したが、100店舗を超える無料案内所が乱立して、その実態は十分に把握しきれないということで届出制をとったということ。京都においては13店舗だが、その実態は確実に現在、把握しており、卑猥な

広告宣伝のないように指導強化しているところ。

【**原田**】 今、無料案内所が東京、大阪のようになる前に、確かに監視できていると言っても、作ろうと思えば今、現瞬間ではどんどん増えていくわけで、そうなる前にしっかりとした対応、施策を講じるなかで、木屋町の、本当に情緒ある木屋町をどう回復させるのか、地元の人たちが月2回、今夜間パトロールも含めてこのような努力をされてるわけで、そういうことも含めてどう応えるのか、ぜひご検討を要望する。

新井進（日本共産党、京都市北区）

警察官の増員について。府民の身近な安心・安全に直接結びつく分野の強化に努力を

【**新井**】 警察官の増員問題について少しお伺いしたい。今回70人の増員となっているが、平成14年に確か30人の増員があり、16年から4年連続で増員、今年度増員すればこの間で何人増員になるのか。

【**警務部長**】 地方警察官の増員状況は、平成14年度が30人、平成16年度が30人、17年度40人、18年度70人、19年度は70人予定しているので、6年間で平成19年度予定を含めて240人増員。

【**新井**】 この増員については当然、午前中に議論があったように、地域の安全という問題に直接結びつく分野で増員をして欲しいというのが大体・大方の要望になっている。そういう意味で、その警察署の配置人員、平成17年度で4565人、これが、平成18年度が4556人と、差し引き9人減になっている。前の数字がわからないが、19年度はどうなるのかということ、増員をこれだけやってきながら警察署の現場のところが増えないのは何故なのか、我々にはちょっと理解ができないが、その点はどうか。

【**警務部長**】 19年度の70人の増員分は、本年10月に採用し、初任科教養を終えて、現場配置されるのが来年3月以降となり、パトロール体制の強化や重要事件、少年事件等の捜査の強化といった増員の主旨に沿って配置していきたい。先ほど警察本部分のという話があったが、それはその時点で考えていくことで、定員は、第一線に、指摘のように、配置していく方針はあるが、その一方で、例えば祇園・木屋町特別警察隊やですね、街頭犯罪警戒隊といった、所属部門の壁を超えて弾力的に運用させていただいているものもあり、その時々治安情勢等に応じて、都度、対処の見直しをおこなっている。そういった配置も定員の中でやっているの、そういったことも含めながら考えていくということ。

【**新井**】 確かに、その時々治安状況に応じて臨機応変にやっていただくというのは当然必要だと思う。ただもう一方、この間の犯罪の認知件数等で治安状況の悪化といわれておるなかに、街頭なんかでのひったくりなど含めたことがある。そうすると地域の住民から見ると、交番などを中心にして身近なところに警察官がいて、そして何かがあれば駆け込むこともできるし、またすぐにも来てもらえると、安心感が高まっていく。そういう意味でいうと警察署員が増えているのが見えてこない、我々としては、増員をしているが、現場の住民から見ればそうは見えない、こういう声が聞こえてくるわけで、その点はどう考えておられるのか。

もうひとつは、19年度の分が70人増えたとしても配置は、学校を卒業されるまでの間とか一定期間あるが、16年、17年と増やしてきているわけだから、この人たちはもう初任者研修を含めて終わっていると思いますが、そういう人たちが第一線に出て行く体制というのはとれないのですか。

【**警務部長**】 19年度の70人の増員については、先ほどご説明申し上げた通りで、ただもちろん方針として第一線の強化ということを考えて取り組んでおりますので、増員分が実際に現場配置される前ではあるが、本年春に交番に約40人を増員し、また警察署等の生活安全刑事等の捜査方法にも先行的に配置する方針を持っている。またこのところの増員によって一線の強化をということであるが、もちろん警察の場合には、採用してすぐに現場に配置というわけにはいかないが、それは計画的に教養を実施し、また警察署のほうに職場実習という形で配置したりしながら実践的なものも身につけさせているが、そうした

ことを進めながら、着々と第一線の執行力にあたる警察官という配置を進めている。

【新井】 その指揮、実際には警察署の判断かと思うが、今言われたように、現場の第一線のところを着々と言われたが、現実には警察署の署員の数が増えていないのが見えてるから、そういう話をしているわけで、その点みていただきたい。それから本年交番40人増やすと言われたが、これは警察署員数が全体としてそれだけ増えていくという理解でいいのか。

【警務部長】 警察署の定員については、管理部門等の定員も含まれており、そういった諸々のもの含めて考えなくてはいけないもので、ただ、委員もご指摘のように、第一線における例えば、交番、勤務員等の充実というのも、もちろん取り組んでいる。

【新井】 どちらにしても警察官の増員が住民から見て、やっぱり身近なところで、交番の体制の強化であるとか、そして地域におけるパトロールの強化であるとか、そういったことを含めて安心・安全に直接結びつく分野の強化になるように、ぜひ努力をお願いしたい。

久守一敏(日本共産党、京都市伏見区)

交番の統廃合計画について

【久守】 2点について伺います。交番、駐在所等の機能自立、強化プランによる再編が現在すすめられているが、現在ある交番、駐在所等の統廃合によって、交番がなくなる、駐在所がなくなるという地域の住民のみなさんから、本当に、安全安心の問題で、ぜひ残して欲しいという要望などがたくさん寄せられていると思いますが、そういった申し入れの現状や中身について、またこういったみなさんの願いに対して、今後どのような対策を考えておられるのか。

【警務部長】 プラン公表後、警察署協議会をはじめとする関係団体のほか、自治会関係者への説明を順次しているところで、そのなかで、統合する交番の体制強化等で一層のパトロール強化や巡回連絡を要望する意見や、交番廃止後の施設について、地域の防犯拠点として利用したいとの意見、などがあるほか、一部の住民からは交番を廃止することについて不安の声も聞いている。これらの要望等に対する対策については、交番等の再編整備によって統合される地域の方々の不安を解消するため、体制強化、パトロール強化、自主防犯活動の支援強化等を確実に実施することとしている。統合により廃止となる交番の施設の利用については、地域住民から使用ニーズがある場合は関係機関との調整が必要となるが、市町村や地域住民、防犯ボランティア団体が加入する地域における安全安心の拠点としての利用について検討していきたい。今後も地域の方々の要望、意見等について、幅広く耳を傾け、一層の安全安心のための警察活動を展開していく所存である。

【久守】 ぜひ、地域のみなさんにとって本当に、無くなるという部分については不安感があるし、全体として強化をされるということで、本当に努力されているのはわかりますが、住民の合意をきちんととっていただきたい。これまで進めてこられた状況をふまえて、実施に当たっては、ぜひ現場での説明を含めて強化していただきたい。要望しておく。

また、これまでの繋がりとか、安全安心のために警察官の増員とか、交番相談員などの増員なども、現在、予算のなかで出されており、こういった問題について、活用とか運用について、ぜひ検討を含めて、あとの交番所の運用問題についても住民のみなさんと力を合わせて検討していただきたい。これも要望しておく。

信号機の設置について

【久守】 次に信号機の設置問題、先ほど20機ということで、313機という答弁があったが、現在、予算の状況で少しおうかがいしたい。新規の予算がどれくらいになるかということと、信号機の改良整備の予算についても聞きたい。関連して横断歩道とか標識について、どういう予算を組んで、今の要望との

関係でどういう具合に進んでいくのかがいたい。

【交通部長】 交通信号機の設置に関する予算は、信号機の新設が、交通安全施設整備で4899万9000円、臨時生活関連施設整備費で1472万2000円、合計で6372万1000円を計上している。それから、既存の信号機の改良等にもなう予算は、総額で2億7934万6000円を計上している。それから、横断歩道等の新設または改修といった予算は、安全施設整備費のなかで道路標示等に関する予算として7023万8000円、同じく臨時生活関連施設事業費として、3031万を計上している。総額としては1億54万8000円。

【久守】 現状の新設を含めて、また改良、日常的な交通安全の確保ということで、取り組んでいただいているが、先ほど言われた313件の要望、この要望は累計か、それとも毎年これくらいあがってくるということか。

【交通部長】 313件は、現在把握しております要望数。毎年これは更新をされるというものもあり、新たに要望されるものもある。

【久守】 先ほども、交通量とか交通事故の状況とか必要性で、順位を決められるということで、現在313件ということだが、新設で予算としては20機、これを単純に割ると15年くらいかかるということなる。地元住民のみなさん、私も含めて伏見署とか向日町署なんかに要望にも何回か行ったが、みなさんの要望を具体的に解決をしていくのは警察署長、署なり本部での仕事だと思うが、要望に対する解決をしていく方向、署ではこういう具合に受けてこんなふうに対応して、こういうふうに対応をされていくと、本部のほうでは順位とか交通量とか出たが、この313件、どういふふうに対応をしていこうと思っておられるのか。市民、住民のみなさんにわかりやすくお話いただけないか。

【交通部長】 要望を受けた場所については、それぞれ警察署において、また必要により本部の主管課において、現場の調査をおこなっている。その上で優先順位を検討しているが、場所によっては非常に交通量、交通流の少ない場所もあるし、また信号機の設置が非常に困難である場所もある。そういったところについては、まず交差点の道路改良、場所の改良を先行したうえで信号機の検討をする。そういう経緯については、それぞれ要望のあった住民の方々にも説明を行っている。

【久守】 そういった要望については実現をさせていただきたいと思ひますし、ぜひ住民のみなさんと一緒になってすすめていただきたいと思います。一点だけ最後に、今回の予算のなかでも例えば、パソコンなんかは2300台導入をして、1台45000円くらいで本当に安く購入を予定をされているが、信号機とかその他の予算、これまでの経過を見ていると随意契約とか、入札はしたけれども落札者のほかに人がいなかったとか、施設が他にないとか、履行能力がないとか契約の性質上、目的が競争入札に適さないとか、そういったことで、随意契約が結構多い。本当に少ない予算のなかで毎年20機なり、一定の努力をされているわけですから、この入札の問題について、信号機なんかは本当に高いのではないかという住民の思ひもあるので、ぜひ入札制度の改正なり改革なり、取り組んでいただき、できるだけ住民のみなさんの要望に応じていただけるようお願いする。

2007年予算特別委員会 農林水産部 書面審査 2007年2月21日

質疑を行なった議員（発言順）

中小路健吾（民主党、長岡京市・大山崎町）

松尾孝（日本共産党、京都市伏見区）

高屋直志（自民党、南丹市・京丹波町）

熊谷哲（民主党、京都市右京区）

新井進（日本共産党、京都市北区）

角替豊（公明党、京都市南区）
巽昭（自民党、京丹後市）
伝法和平（自民党、相楽郡）
北岡千はる（民主党、京都市左京区）
山口勝（公明党、京都市伏見区）

松尾孝（日本共産党、京都市伏見区）

品目横断経営安定対策について

【松尾】 品目横断経営安定対策について伺います。麦の生育状況は昨年、一応申請を終えた時点での状況をお聞きしており、だいたい平成17年度の作付け実績に近い状況が確保できていると聞いているが、改めて、昨年比の割合、パーセントで、面積、パーセント、それから4月申請がまもなく始まるわけですが、現在どれくらいの農家あるいは受託組織の集落営農に参加をされる見通しか、認定農家数あるいは集落営農数、法人等も含めて面積、それから全体の割合をお聞かせいただきたい。

【農林水産部長】 加入の見込みは、現在これから具体的な作業が始まるが、加入要件を満たしている対象者としては、今現在260ほどカウントしている。さらに引き続き指導しているのが300余りということで、面積的には満たしている方々で1800ヘクタール余り、指導対象としてなっているものも全部含めると2000くらいになるかと思えます。麦の関係の調整については担当課長のほうから答える

【農村振興課長】 麦の加入状況は、昨年11月末で加入の集計をしており、認定の業者の方の個人で、これが17組織、加入面積で約35ヘクタール弱、受託の組織の方22ということで、面積150ヘクタール余り、合計39組織185ヘクタール。昨年は播種の契約面積が550ヘクタール余りで、加入率にして75%弱ということになる。これに加え麦について、19年春に3組織ほど、50ヘクタール余りを加入。これはならし対策に入っていない、麦の「げたばき」分3組織ほどで、それを合わせると約240ヘクタールくらいになり、最終的に加入率は95%あたりという状況。

【松尾】 今260とお答えいただいたが、そのなかには認定農家、受託組織、集落営農等、含めての数か。

【農村振興課長】 この4月以降に加入の見込みについての数値だが、260は認定農業者と組織合わせた数で、実数的には認定農業者個人のほうが210余り、組織の方が50弱という内訳になってこようかと見込んでいる。

農地水環境保全工事対策について

【松尾】 次に農地環境対策です。これに加入をする集落の見込み数、そのなかで営農活動も合わせて取り組んでいるという状況はどれくらいあるか。

【耕地課長】 農地水環境保全工事対策だが、今日、農振農用地の概ね2分の1の12000ヘクタールを目標にしており、その内の1万ヘクタールほど今申請していこうかということで、市町村のほうから要望を承っている。集落数は600集落、これ詳細には全部申請があがってきていないので、600集落程度あがってこようかと考えている。

【松尾】 うち営農活動の見込みはどれほどか、答えがなかった。

【農産流通課長】 営農活動の対象集落の見込みはだいたい70くらいであろうかと思っている。

【松尾】 対策の概要をざっとお聞きしたが、大変な遅れといいますか、遅れというよりもほとんど進んでいない。地域農地水環境対策で600集落余り数があがってはるが、麦の場合は、いわば力のある農家で、そして地域的にも頑張っており取り組んでいるところで、こういうところで大体、ほぼ加入していくと思うが、京都で言えば、麦を除けば、大豆はほとんど、実績もかつては数百ヘクタールという状況があったが、今減ってしまっているし、全体として落ち込んでいるなかで、4月1日からの加入見込みの見通しが、

なかなか立っていないという状況になっているのです。どうしてこういう状況か、これで府は決しているとは思っておられないと思うが、部長、どうお考えですか。

【農林水産部長】 ただいまのお話は、品目横断経営安定対策の関係だろうと思うが、元々、国の基準というのが京都の実態にあってないものであるというのは毎回、繰り返しお話している通りです。これは委員のほうからも以前お話があったと思います。こういったなかで個々の農家の規模を拡大して、しかも、土地利用型でやっていくというのは、しかるべき非現実的な話があり、我々としてはこういったなかで組織の育成というものに力を入れてきたということである。現在もそれを進めているということで、この結果として先ほど申したように、約50組織くらいが、これに乗ってくるだろう。その中には、2000戸くらいの農家が実は入ってくるということで、結果的にこれだけの農家数をこの品目横断の対象にし得るという条件をつくっていくことがある。この組織そのものを、実際はこれまでは受託組織ということでやってきたので、国の元々の基準には合わないという状況のなかで、これをなんとか質的に高め、その条件に見合うように国に対してもその制度の改善を要望していくなかで、この50組織が対応できるという状況まで持ってきたということで、決して我々としては進んでないというふうには思っていないので、そこまで今持ってきているというのが実態だと、このように考えます。

【松尾】 ご答弁いただきましたが、この対策が、そもそも京都に合わない、京都どころかほとんど全国どこでも合わない、知事もこれは明確に出しておられるわけですが、要するにこのことで国が打ち出してきた政策の中では、減反等も長いこと続いてまいりましたけれども、農家に受け入れられない、農家からいわば総スカンを食らってしまうやり方、政策はなかったと思います。とにかく圧倒的多数が現状では対象にならないということがまずあります。それからまた京都では、これも今まさに言われた通り、メリットがないという側面が強いんですね。それから、そういう状況の中で農家がほとんど関心を持っていない。私もたくさん現場へ行きまして一番感じるのはこのことです。もう、どっかやってくれと言わんばかりの声が、いっぱい噴出しているわけです。そういう中で例えば行政やJA関係者のところも、とまどっているのが実態。そういうなかでも50の組織、農家数に見直せば、こういう1000を越えるこういう状況が作られているということは一定前進しているのだという主旨のご答弁。それは、私は全く否定することではないのですが、全体やっぱり進んでいないのは間違いないと思う。これは今言ったように、現実合わないから、いわば意味のない政策だといっても過言でないような、そういう政策だからこういう状況になっているということで、そのことが強調されますけれど、私がここで申し上げたいのは、こういうやり方はやめると、反対だ、ということをはっきり言う必要があるんじゃないかと思います。全国からこういう声が噴出すれば国だっていつまでもこんなことを続けていくことはできないわけで、知事を先頭に、知事会あたりでそういった声を盛り上げていくことは、本当に地域農業、京都の農業を考える際に必要なことではないかと思いますが、改めて、判断、認識を伺う。

【農林水産部長】 先ほど申したように、我々としてはできるだけ対象になりうるようにという取り組みはしっかりと進めてきたところで、ただ、それが全てだとは思っていない。当然、元々無理がある、ただ国の施策を活用できるものについては最大限活用していこうということで、それに乗れるものは乗れるような条件づくりにしていこうということで進めている。

それから基本的な問題として国の施策について、我々としても、京都の実態に合わないということは確かに申してきた。このことは、ただ、いわゆる国が言うような、担い手を育成することを必ずしも否定するものではないと我々は思っている。きっちりと、中心となって引っ張っていけるような担い手を作っていくことは非常に重要な話だと思うが、問題はそれとあわせて、その他の農家、地域を守っていただいている農業の生産を守っていただいている農家をどうするんだということがセットで出てないというところが非常に大きな問題だと思っており、それについては国に対して強く我々も要望をしているところである。併せて、京都としては国の施策の及ばないところについて放置をしているわけではなくて、これは府独自として、府の特徴を生かし農業展開を積極的に推進していく、それもこれまでからお話している通りで、

セットで進めていきたいと思っている。

【松尾】 そこで府としてどういうふうに対策を組んでいくか、新年度の新しい予算で、農地水環境対策、トップにあがっています。1億5000万。これが800をめざすということを、ちょっとお聞きしたことがあります。具体的にどれくらいの集落を乗せていくか、目標としてお持ちか。

【耕地課長】 府内の12000ヘクタールの目標数字を掲げている集落は、大体800くらいになるかと思っており、それに対して600集落のところでは活動組織等、事業の取り組みを進めていきたいと考えている。

【松尾】 まだ申請受付までしばらくありますが、大体今言われた12800に近づくだらうというご判断ですね。

【耕地課長】 予算のほうでお願いしておりますとおり、12000に向けて努力しております。

【松尾】 国調の中身に出てくる集落数というのは1700ですか、800引きましても半分弱ということになるわけで、半分なお残る。これは、お金の点で言えばね、これやったからといって、この集落がいつに良くなるというものじゃあ私はないと思う。府全体でも270億、営農活動が30億というような程度ですから。しかし、こういう取り組みを通じて、失われてきている集落機能をもういっぺんしっかり立て直していくとか、あるいは次に繋がる、新たな取り組みとして、また現に農地水環境守っていくという上での一定の役割は果たせるわけで、我々もこれは否定するものではない。ですから今までいろいろと言ってまいりました中で、このようにして役に立つ事業なんだから、ぜひ積極的に進めるように、申し上げてきた訳です。

そこで具体的に聞くが、この取り組みの指導はどこが中心になってやっているのですか。

【耕地課長】 この事業の仕組みは、国の方と私ども京都府とそれから市町村とが資金を出し合って推進協議会という団体を作っており、そこからそれぞれのところに将来的な活動組織の方に交付金を流していくということになっており、現時点でその組織ができていますので、そこを通して今現在進めている。

【松尾】 今ご説明のようにね、地域協議会がやってくのだということですが、実際は府と市町村とそれから関係団体・JA等ということになる訳で、この交付金の流れが、市町村に届かないわけです。ですから、金が素通りしていくのだから、市町村が軽んじているということは無いと思いますが、本当に一番末端の地域に、それこそ責任を持たなければならないところでしっかりやれてないじゃないかと思うが、これは私の勝手な思いなのか、現実どうですか。市町村がもっとがんばらなければならないんじゃないかと思いますが。

【農林水産部長】 このテーマについては、京都府としても重要な対策のひとつと位置づけてこれまでから関係団体と一緒に取り組んでいきたいということで、各市町村に対しても積極的に説明会等開催をしてきた。現在も組織というか、一緒になって取り組みをすすめているわけです。決してこの市町村がそれに対して後ろ向きになっているとは私ども必ずしも思っていない。財源措置の問題とか、かなり制度の仕組みそのものの整理が遅れたというような状況があり、市町村としてもどこまで踏み込んでいいのかと、なかなか判断がつかなかったというのがあるかと思う。したがって今後、さらに関係団体と一緒に、今、市町村めぐり等もやっているが、そういった取り組みを強めていきたいと思っている。

【松尾】 協議会ということで、主には3者の協議でとなるわけですが、もたれあいのようなことにならないように、府としても普及センターなどを中心に振興局の担当部署も含めて、積極的にやっていく必要がある。これを市長村、JAや現地の現場の、しっかりやるように、府としてもその関係団体、自治体によく指導援助をする必要がある。それと、これをやらない、取り組んでいない市長村というのは無いですね。ありますか。600のなかに入っていないところがあるのか。

【耕地課長】 今現在では取り組んでない市町村はある。

【松尾】 どこです。

【耕地課長】

【松尾】 やっぱりそういう状況があるということですね。以前も指摘したが、中山間地の交付事業があるのだから、直接支払いが、もうこれやめとくというところが現にあると、私も聞いておったわけでした、これはただちに指導をしてもらうようお願いをしておりましたが、改めてこれは強く求めておきたい。それから参加ができない農家、対策ということで予算にはいくつかある。伸ばそう京の特産品づくり支援事業、売れる米をつくると。その援助指導を強化させることと、販売促進、販路などの開拓等も含めてやっていこうと。これはこれで、大いにやっていただいたら結構だと思うが、価格、13000円だとかあるいはこれを切るというような状況のなかで、やろうと言ってももうやれないという状況があり、力がある農家はもう自分で捌くということになっていて、現にもうそういうところがうんと広がってきている。あるいは地元の業者が集荷するといつて、これが随分広がってJAに3分の1も行かないというような現状、現にあるわけで、こういった状況を踏まえて、農家が意欲的にこれを米もしっかり作るという状態をつくるのが大事だと。米は直接、品目横断の対象にはなっていないが、加入する農家の全部が米はつくっているわけですから、やっぱり米の対策も一部、ならしで含まれてはおりますが、独自に府として、価格対策なども積極的に応じて、特に販路、販売対策等を通じて、13000円だとかそれ以下だとかいう状況を無くしていくと。こういう、つまり力ある農家が自分で売ってなんとかそれでもっているような、それに近いような状況を府として市町村あるいはJAとも協力してつくっていくことが一番の対策だと思います。そのへんはどうお考えか。

【農林水産部長】 米価の問題については、ひとつは国に対してしっかりと下支えになるような制度を作ってくれということ強く申している。ただ今一方で現実に市場のなかで動いてる、ということで米の取引形態も大きく変わっている、いう実態があります。そういったことも踏まえ、京都府としては最大限有利に販売ができるようにと農家の所得に結びつく取り組みを今進めている。そのひとつが生産面では、より売りやすい米を作っていくということと、それから具体的にそれをどう売っていくのかということについては、一番、基本とした取り組みを一層強化していくということで、すでに府の職員も一緒になって、小売店、大規模小売店をまわったりとか、あるいは大規模に使っていただいている事業所をまわったりとかいう取り組みまで進めている。現にそういった取り組みのなかで、新たに京都産米を扱っていただいている所も増えてきている。こういった取り組みをさらに進めていくのと、あるいは今後の話としては朝市とか、そういった展開のなかでお米をどう扱うかということも具体的に議論をされている。そういった取り組みも含めてより有利に販売できるように流通面での対策も含めて取り組んでいくことにしております。

【松尾】 以前からも指摘し、求めているように、国の対策、政策が一番肝心です。我々、不足払い制度に、WTOにも反しない、そういうものをしっかりと求めていくと、価格の下支えを作っていくことが大事、併せて今縷々言われたが、府として可能な対策を講じていただくよう強く求める。

新井進(日本共産党、京都市北区)

緑の公共事業について 北山杉への補助は、流通の実態にあったものに

【新井】 数点おうかがいしたい。ひとつはミドリの公共事業。先ほどお話があったように、わたしの周りでも工務店なんかでミドリの工務店登録して、そして施主として施策の話をして、これは活用できるということで、若い人たちのなかに改めて国内産材を使った、いわゆる需要の拡大に取り組んでいこうという工務店が少し増えてきている。これは喜んでいいことだと思います、ぜひ広げていただきたい。

その中で1点だけ、これは要望的な質問ですが、北山丸太の場合、立米で補助をするととなると現実的には全然ないわけです。北山杉、生杉でやっておられる業者のみなさんからいうと、これはもう役に立たんという声が出ている。そういう点では前も少し要望したことがあるが、当然、素材としての場合は立米でいくわけですが、北山丸太なんかの場合は、いわゆる一本というのか、それとも使い方によるわけです。

新しい使い方も生まれてきているというなかで、特別の措置が講じられないのかと思いますが、その点は検討されたことがありますか。

【農林水産部長】 ご指摘にあったように、北山丸太立米だけで確かに評価をするべきものではないだろうと思う。一で、今年度の実績は数十点、目標で年間50で、これは年度途中で始まっているから、われとしてはそこまでいかないとは思っているが、そういったなかで北山丸太の振興という意味で、これがどこまで意味を持ちうるのかということは、我々のなかでもひとつの議論があった。ただ北山丸太につきましてはもう少しですね、追加して、抜本的な、本格的な振興対策ということを我々としてはもうちょっと考えなければならない、ひとつの大きな課題だと認識はしている。このなかだけで解決できる問題ではないので特別にまた検討させていただきたいと考えている。

【新井】 当然、北山丸太全体をどうするかは、需要が停滞しているなかでの対応ですから。こういう形で府内産材の需要拡大を図ろうという制度が新しくできたわけで、ぜひ推進をしてもらいたいと思います。北山丸太の場合は、伝統工芸に指定をしているわけです。そういう点ではさっき言ったように立米単位で計算するのはなじまないということは、はっきりしているわけですから、これはぜひ研究いただきたい、要望しておく。それから、森林整備事業の入札制度にかかわって18年度から変わったわけだが、結局18年度発注の対象事業という、森林組合以外の受注率というのはどれくらいあったのかということ、いわゆる森林組合の入札資格要件を満たしていないところが若干数あったと思うが、若干、合併をしたので数は変わっているかもしれないが、どういうふうな形で林業種の雇い入れや作業班の拡充がやられてきたのか、資格要件の確保状況、これについて教えてください。

【森林保全課長】 森林整備の発注方式の見直しだが、この見直しの制度そのものは来年度、今年の4月1日からということで、18年度の発注についてはすべて森林組合への随意契約で発注することとしている。

【新井】 18年度中に森林組合の体力強化ということについて特別の手立てを打つということはこれまで言われてきたわけですが、実際的には、競争入札に参加できない森林組合が生まれてくることになる。今後のことについても大変なことになるわけで、今出ますか。

【森林保全課長】 大変失礼しました。森林組合、現在、合併統合が進み、現在25森林組合で、内、参加資格を有する森林組合は15組合となっている。

【新井】 あとの10の森林組合についてはどういう事態になりそうですか。

【森林保全課長】 現在、資格要件のなかでJVを認めさせていただいているので、いくつかの組合でJVを組まれて参加されるとうろくかと思っている。

【新井】 JVを組むにしても、南のほうがなかなか大変だというのはわかっているわけで、なかなか組む中心がないような地域もあるわけで、その点はぜひ今後のなかで対応していただきたい前にも指摘したことだが、森林を守っていくといった時に、その担い手の中心は森林組合になるわけで、この森林組合が今、体力がなくなってきた、そこで仕事なくなってきたと、こういうふうになっていくと、実際にやっぱり山を守りすることはできないという事態を招きかねないと思う。この点では個々の林業家を育てると同時に、森林組合の組織体質の強化という問題については、特別の手立てを打っていただきたい。要望しておく。

有害鳥獣対策について

【新井】 次に先ほども出た有害鳥獣対策ですが、これは農家の気分との関係だが、「人と野生の鳥獣の共生の村づくり事業」、これは意図されていることがわからなくてもないが、実際の農家の気分という共生どころではないという気持ちがあって、この事業については効果がどれくらい上がっているのか教えてください。

【農林水産部長】 ひとつには共生の森づくりを18年度まで実施しており、来年度から共生の村づくり

という形で新しく少し仕組み替えをしたいと思っている。実績については担当課長から申し上げるが、村づくりという点については、ひとつには森づくりというのは明らかに山を意識しているわけで、これまでの既存のそういう柵の設置とか、網の設置とか、それを村単位で、地域単位で計画的に全体計画を、専門家の知恵も入れながらやっていくというのが今回の新しい村づくりの事業の仕組み。基本的には森づくりを継続しながら、それを取り入れた形の提案。森づくりの実績については担当課長のほうから。

【森林保全課長】 17年度、18年度で森づくり事業をしてきたが、現在、この事業で実施してきた箇所は14箇所。合わせてバッファゾーンの整備で35ヘクタール程度の里山を整備し、4箇所でレンタカウによる放牧もおこなっている。このなかで各地でのアンケート調査等によると、一定、イノシシ、鹿の出没が減少したという声もいただいております、別に、例えばカラスの害が増えたとか、あるいは放牧しているところにはイノシシなんかは出ないけれども別の獣道ができたとか、そういう話も聞いている。来年度以降、専門家も交えて改めて事業更改については科学的な検証をおこなっていきたいと考えている。

【新井】 レンタカウなんかを含めてやっていただいて少し効果があがっているところもありますが、ただ私が聞くところでは、正直な話、しばらくしたら、2～3カ月したらイノシシと牛が仲良くなってエサを食いに来ていると話しをされている方もあるわけで、一概には言えないと思うが、ただ率直に言って、深刻な地域で言えば、共生という考えよりも、鹿が、イノシシが増えているという印象。全体としては里に下りて来ているという側面が強いのだと思いますが、それだけに、京都府は、捕獲についてもっと真剣に取り組めないのかという声を結構聞きます。そういう点では先ほど頭数が横ばいと言われたが、しかし実際は、現場は増えている印象ですが、どういうふうにお考えか。

【農林水産部長】 科学的に明確に言い切るのには難しいところがありますが、我々、いろいろと専門家の意見を聞いたり、あるいは狩猟をやっている方々の声を聞いたりしているが、やはり横ばいかなと思っていて。一方で里に出てきている頭数が増えていることは間違いない事実だと思っている。そここのところの因果関係をどう考えるのか、そこにメスを入れていかない限り、成り立たない。最終的な対策は成り立たないだろう。ただ、殺したら全部解決するのかというと、もし里に大量に出てきているから殺すのだとすれば、頭数そのものが大幅に今より減ってしまうということもあり得るわけで、我々としても共生という言葉を使うのが、正直、難しいところもあるのは事実ですが、そういった視点も含めて、全体やはり考えていかなければならない時代かなと思ひ、あえて使わせていただいている。

【新井】 正直、共生というのは農家の人からいうと、都会の人間の考えることだといった意見をいう人があります。何故かという、作っても、作っても駄目になっていくわけですから。もう農業をやめようかという、そこへ追い込まれていくわけです。農林部がやる仕事、農林水産部がやる仕事というのは農家が安心して農業を続けられるようにという仕組み作りをどうするかというのが最大の焦点だというふうに私は思いますが、そういう意味でいうと、現場の人たちの声を良く聞いていただき、対策はネーミングも含めて少し、研究いただいたほうがいいのではないかと率直に思います。もう一点は、確かに捕獲を、どんどんやって絶滅させるなんてことは自然との関係でよくないことはわかっているが、現実には、捕獲をしても追いつかないくらいの状態が地域によって起こっているわけで、そういう点では猟友会、森林組合の方も、昼間にいる人は毎日のように出ていくことになりかねない、そうになると今度は自分の生業ができないということに追い込まれているわけです。そういう点でいうと一頭当たりの捕獲の補助金のあり方とか、そういうことも含めて全体の組み立てをもう一度この際、検討いただけたらと思う。最後に、これは要望にしておくが、限界集落の問題については、梅木議員が本会議で質問したが、現時点では限界集落については農業政策を基にした数値の公表があったわけで、これの窓口、というのは一昨日の京都新聞にも国交省の調査で消滅する集落の数字が出ていましたが、これは大きな社会問題になってきているだけに、農林部だけで全てが対応できるとは思わないので、ぜひ、農村集落が大方だと思うので、農林部が軸になりながら福祉やその他の分野もあるわけですから、共同できるような検討をお願いしておきたい。

報告のみ 質疑はなし

質疑を行なった議員（発言順）

前窪義由紀（日本共産党、宇治市・久御山町）

角替豊（公明党、京都市南区）

前窪義由紀（日本共産党、宇治市・久御山町）

公的オンブズマン制度について

【前窪】 住民監査請求の17年度、18年度の請求件数と処理件数はどうか。また、府民簡易監査請求の相談と受理件数はどうか。昨年12月段階では30件で、8件の相談受理との答えだったが、その後はどうか。

【道林監査委員】 住民監査請求は、16年度3件、17年度2件、18年度は現在まで出3件ですべて処理済。簡易監査は、昨年6月1日から実施、これまで11件で、すべて処理済。電話紹介が43件あった。

【前窪】 住民監査請求は法的根拠の問題もあり、やりにくい。その点、府民簡易監査は評価するが、ただ、昨年の答弁では「府民だよりなどでPRしたときは利用が多い」と報告された。制度がまだ知られていないこともあり、いっそうのPRをしてほしい。この制度導入のとき、共通項が多い公的オンブズマン制度との関係が議論されたかと思うが、その経過があれば、聞きたい。

【道林監査委員】 指摘のとおり、PRが一番重要。府民だよりで1年に数回掲載した。府税事務所や振興局にもパンフを置いた。それを使って出てきたものもある。確かに監査請求はとっづくにくい、入りにくく、府民のいろいろな意見、申し立てを持っている人が簡易に申し入れができるようにするため、導入した。オンブズマン制度があるから、導入したというものではない。実際には相当重なっている部分があるが、今後、活用していきたい。

【前窪】 公的オンブズマン制度は、宮城、高知、見え、滋賀など9県ほどが導入しているが、これらの県は情報公開をすすめていく取り組みがすすんでいるところ。簡易監査とオンブズマンの違いは、オンブズマンには担当部署に勧告権があり、より住民の立場に立つ制度。住民監査は委員に議会の代表も入っているが、オンブズマン制度は第三者で構成されている。していることはよく似ており、住民の苦情処理などで、簡易監査制度の今後の推移をみたい。より活用されるよう、PRを要望する。この制度の及ぶ範囲、対象はどうか。いまは、指定管理者制度、第三セクター(4分の1以上の出資むなら監査できる)などがあり、公設民営化もあり、住民の接点のところは民営化されている。そういうところへの対応はできるのか。

【道林監査委員】 よく似た制度だが、簡易監査は、単に申し入れを受けてそれを処理するだけではない。問題があれば、監査に入るし、結果は議会にも報告し、公報にも載せる。今後とも活用できるようにしたい。対象は、職員の不作為、作為による不法、違法が原則だが、第三セクターや外郭団体も、監査をおこなっているところはすべて対象となる。出ている11件もそうだ。指導を所管している法人も当然対象。

【前窪】 相談件数が増えていく可能性があり、苦情処理機関になると、本来の監査に影響を及ぼす心配もあり、人員増も必要となる。受付は、本庁でないといけないのか。振興局など身近なところではできないか。

【道林監査委員】 様式は簡単だ。ただ、受付は、どこでもできるというのはいかがか。検討課題だ。

【前窪】 できるだけ身近なところではできるよう、研究することを要望する。